

## 森林土木工事現場における木製工事標示看板の取扱い

### 1 目的

「森林土木事業木材活用指針」に基づき、森林土木工事における木材利用の推進を図るとともに、県産材（間伐材等）の利用を積極的に推進するため、森林土木工事現場へ木製工事標示看板を設置するもの。

### 2 対象工事

農林水産部森林保全課の所管する全ての県営建設工事（森林土木工事）を対象とする。ただし、災害復旧事業等の緊急を要する工事の場合は、対象外とすることができる。

### 3 木製工事標示看板の標準仕様

森林整備保全事業標準歩掛における、第1編共通工「木製工事用看板枠工」の標準施工図による。

なお、受注者において、循環型地域社会の形成に関する条例（平成15年12月1日施行）に基づく「岩手県再生資源利用認定製品」を使用する場合は、発注者から使用材料の承諾を得るものとする。

### 4 実施方法

発注者は、入札公告の際、特記仕様書により「現場環境改善（木製工事標示看板）」の対象工事であることを明示するものとする。

### 5 積算方法

(1) 1現場あたり1基の設置を標準とする。

なお、現場状況に応じて設置基数を変更することができるものとする。

(2) 森林整備保全事業標準歩掛における、第1編共通工「木製工事用看板枠工」により、共通仮設費（安全費：現場環境改善費）として積上げ計上する。

### 6 県産木材の確認

発注者は、「岩手県産材産地証明書」（岩手県産材認証推進協議会）の提出を受注者へ求め、使用木材が県産材であることを確認するものとする。